



2013年10月15日

各 位

会 社 名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 神谷 和秀
(コード番号 8570 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営管理担当 若林 秀樹
(TEL 03-5281-2057)

再発防止策等に関するお知らせ

当社は、2013年10月4日付け「第三者委員会からの調査報告書の受領等に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、第三者委員会より「台湾子会社における不祥事等に関する報告書」（以下、「調査報告書」といいます。）を受領し、再発防止委員会を設置して、再発防止策の検討等に取り組んでまいりました。

この度、再発防止委員会での検討を経て、本日開催の臨時取締役会において、再発防止策を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本件における関係者の処分に加え、経営責任を明確にするため、当社取締役等の減俸措置等を実施いたしますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 再発防止策について

当社は、この度の第三者委員会からの提言を受け、当社の「経営理念」「行動規範」に立ち返り、アグレッシブで誠実な企業をめざし、組織としての規律を守りながらも下位者が上位者に、ものが言えるような企業風土に刷新していかなければならないとの認識に立ち返りました。今後、銀行持株会社として、ガバナンス体制を確立するとともにコンプライアンス意識を醸成することが急務であります。その為にも、国内・海外子会社を適切に管理・監督できる体制（人的・組織的・物理的・システムの対応）を早急に整備し、経営幹部が率先垂範して「自ら考え、自ら行動」を実践し、部下とのコミュニケーションに溢れ、社会から信頼される企業風土を構築してまいります。

再発防止策は、約80項目からなりますが、その概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス重視の企業風土の醸成

当社のコンプライアンス方針及びコンプライアンス規程の内容に基づいた海外子会社における社内ルール・研修制度を整備するとともに、コンプライアンス・オフィサーを海外主要3社（AFS香港、タイ、マレーシア現地法人）に設置すること等により、海外子会社におけるコンプライアンス体制の一層の充実を図ってまいります。また、当社のコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会への報告体制の見直し等により、当社のモニタリング体制を強化し、海外子会社におけるコンプライアンス体制の継続的な指導と改善活動を実施してまいります。

海外子会社における通報制度整備の一環として、これまでの内部通報制度につき現地語での周知徹底、弁護士事務所等の外部通報窓口を設定するとともに、通報案件の報告制度（重要な通報案件について当社法務コンプライアンス部への報告等）の導入等により一層の充実を図ってまいります。

(2) 子会社に対するガバナンスの強化

当社は、2013年9月13日開催の臨時取締役会決議において、新たに経営監査部を設置し、その配下に監査部、検査部を置く組織変更を決議しております。また、同年10月4日開催の臨時取締役会で設置が決議された再発防止委員会により、再発防止策の実施状況の管理・監督にあたります。

組織体制としては、経営管理担当取締役の配下に経営管理部を設置し、海外主要3社に当社組織下の経営管理部長を配置いたします。

さらに、当社及び海外主要3社から非常勤取締役を海外子会社に派遣するなど、取締役会、監査役等における監督機能の強化を図ってまいります。

(3) 会計制度の見直し

海外主要3社からの海外子会社に対する会計関連の統制を強化するとともに、当社及び海外子会社各社の経営管理部門及びシステム部門の定例会議を新設いたします。また、貸倒引当金・未収収益等の見積り項目の基準統一や債権状況管理等に関する統制環境を整備することに加え、海外子会社の会計情報を一括管理するため、グローバル会計システムの導入を進めてまいります。

(4) 人事・組織体制の見直し

海外人事制度として、日本から派遣される者の海外における継続勤務は原則1ポジション（同一業務）で最長5年間といたします。また、グローバル人材の育成を目的に、各国間の管理職レベルの人材交流を促進してまいります。さらに、当社の人員拡充を行うとともに、子会社の組織体制整備に関するサポート体制を強化してまいります。

(5) システム体制の見直し

海外主要3社にシステム運営に精通したシステム責任者（もしくは準ずる者）を置き、四半期毎に当社に報告する体制を整備するとともに、大規模なシステム開発・重要なシステム修正時の承認、報告体制を再整備・徹底してまいります。また、システム開発者と運用者のID分離、債権管理システムのログ管理の改善、債権管理データのバックアップ体制等を構築してまいります。

2. 関係者の処分と経営責任の明確化について

(1) 関係者の処分

2013年9月25日付け「当社連結子会社（台湾現地法人）元総経理及び元董事に対する刑事告訴について」で公表いたしましたとおり、台湾子会社2社の元総経理及び元董事合計3名については、同月24日付けで懲戒解雇するとともに、同月25日付けで台湾の法務部調査局に刑事告訴しております。

その他、調査報告書及び当社による調査結果に基づき、本件に関する台湾子会社2社の関係者11名に対し、「けん責」から「諭旨解雇」までの処分を実施しております。

(2) 経営責任の明確化

本件につきまして、お客さま、株主の皆さまをはじめとする関係各位に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けしたことを真摯に反省し、その経営責任を明確にするため、調査報告書及び当社による調査結果に基づき、当社取締役等に以下の減俸措置等を実施いたします。

代表取締役社長 神谷 和秀	:	「減俸30%を6ヶ月」
前代表取締役社長 森 美樹 (在任期間1994年5月～2008年5月)	:	同上
その他の当社現任及び元取締役合計7名	:	「けん責」から「減俸20%を3ヵ月」まで

なお、森美樹は、イオン株による措置となります。

以 上

本件につきましては、お客さま、株主の皆さまをはじめとする関係各位に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

今後、当社グループの全役員及び社員が一丸となって再発防止策の徹底に努め、信頼回復を図ってまいりますので、何卒、引続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。